

3 月 1 5 日 (金)

(第 4 日 目)

平成25年第1回南関町議会定例会（第4号）

平成25年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第1号 南関町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 南関町地域振興対策基金条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 南関町保育の実施に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第12号 南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 南関町宅地分譲条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 南関町宅地分譲事業特別会計条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

- 日程第18 議案第18号 南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 平成24年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第24 議案第24号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第25号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第26号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第27号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第28号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第29号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第30号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第31号 平成25年度南関町一般会計予算について
- 日程第32 議案第32号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第33号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第35号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第36号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第37号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第38号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第39 議案第39号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

日程第40 議案第40号 町道の路線認定について

日程第41 議案第41号 定住自立圏形成協定の締結について

日程第42 南関町農業委員会委員の推薦について

日程第43 議員派遣の件

日程第44 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 井下忠俊君

2番 境田敏高君

3番 打越潤一君

4番 鶴地仁君

5番 田口浩君

6番 島崎英樹君

8番 山口純子君

9番 橋永芳政君

10番 唐杉純夫君

11番 酒見喬君

12番 本田眞二君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長 上田数吉君 会計管理者 北原耕治君

副町長 本山一男君 総務課長 堀賢司君

教育長 大里耕守君 福祉課長 坂井智徳君

まちづくり推進課長 佐藤安彦君 建設課長 大木義隆君

教育課長 大石和幸君 住民課長 木村浩二君
経済課長 雪野栄二君 延寿荘長 福田恵美子君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本寛君 書記 橋本恵君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第1号 南関町職員の再任用に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第1、議案第1号、南関町職員の再任用に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、南関町職員の再任用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第2号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、議案第2号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第3号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第3、議案第3号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第3号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第4号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第4、議案第4号、南関町一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第4号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第5号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第5、議案第5号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 南関町地域振興対策基金条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第6号、南関町地域振興対策基金条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第6号、南関町地域振興対策基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第7、議案第7号、南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第7号、南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第8、議案第8号、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第9、議案第9号、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第9号、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 南関町保育の実施に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第10、議案第10号、南関町保育の実施に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第10号、南関町保育の実施に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止について

て

○議長（本田眞二君） 日程第11、議案第11号、南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第11号、南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第12、議案第12号、南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第12号、南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第13、議案第13号、南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第13号、南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第14、議案第14号、南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第14号、南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第15号 南関町宅地分譲条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第15、議案第15号、南関町宅地分譲条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 宅地分譲をですね、お尋ねいたします。これは町長のマニフェストということで、定住促進、これを図るものということで、たいへんその異議を唱えるものではございませんが、あえてお尋ねをしていきたいと思いましたので挙げました。

町内を見ますと、民間の業者の方々もこの宅地分譲造成をされております。また、空き家も目立つ中、そういう状況にある中で、町があえてこの事業に取り組む大義といますか、目的、それを一つ確認させてください。お願いします。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） あえてこの宅地分譲事業に対するということで、大義ということですが、これまで住んでよかったプロジェクト推進事業を中心に進めてまいりましたけれども、やはりこれまでも住む場所と働く場所の確保ということで、そういったことは必要ですという説明をしてまいりました。民間のほうでもですね、アパートあるいは宅地の分譲地は販売されておりますけれども、どうしてもやはりそれだけでは不足しているということと、やはりこれまでですね、南関に転入された方、これまで住まれておられた方がですね、どうしてもやはり民間の借家、町営住宅あたりに住んでおられる方、そういった方が将来にわたって南関に定住いただくということをこれからも推進するためには、どうしてもやはりそういった町が主体的な宅地分譲をして、若い子育てをされる方たちが宅地を購入し、

住宅を建てやすい、そういった環境づくりを進めることが必要ということで、今回こういった宅地分譲をするということで進めるようにしております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。今回の新年度予算で1億円を超える事業関連費が出ております。そこでお尋ねなんです、今回の場所、ここに向原団地に造成をするということを決められた根拠、調査といいますか、市場調査、マーケティングといいますか、家が建つという判断をされた根拠を確認をさせてください。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） まず1点目は、これまでも議会の一般質問等でも出ておりましたけれども、町の今使っていない土地の有効活用はどうかという、そういった質問がかなり出ておりましたけれども、向原団地はですね、駐車場がかなり広く空いておりました。そういった町の有効活用、それとですね、向原団地と併せて、たばこ耕作組合が使っておられた土地も町の土地でありましたので、そういった、それは遊休地にはなりませんけれども、そういったものと併せて宅地の分譲をですね、その面積が取れるような、確保できるような場所がどこにないかということで、まず1点はそれ。確保できるということが交渉の中で出てきましたので、それが1点。

それと、向原のですね、今回の計画地につきましては、周辺に向原団地、それと定住促進住宅でございますけれども、定住促進住宅が購入当時30戸しか入居がありませんでしたが、現在ほぼ満杯の状態ということで、かなりですね、町外からもその定住促進住宅のほうにはですね、入居いただいております。今後はですね、そういった入居いただいている方が自分で持ち家をですね、建設していただければ、なおさらこれからの定住のつながるんじゃないかということで、その小学校、中学校に近いということもあわせて、やはり現在の環境、そういった小学校に通っている人たちもですね、同じ地域の中で生活ができるということも含めて、そういったところに場所を決定したということでもあります。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 最後の質問になりますが、今ですね、景気のほう、経済のほう、少し回復の兆しが見えてきておるかなあという雰囲気はありますが、まだまだ実態経済は厳しいものがある。その中で家を建てられるというのは、たいへん大きな決断だろうと思います。消費税が増税する前に、ぜひこのですね、1戸でも多くの契約、家が建つことがこの事業の正否を分けると思いますので、ぜひそこにまずですね、力を注いでいただきたいということでございます。あえての質問でございました。2つですね、あえての質問でした。この事業が成功するよう期待してお

ります。以上です。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。
ただ今から討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。
これから議案第15号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。
従って、議案第15号、南関町宅地分譲条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 南関町宅地分譲事業特別会計条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第16、議案第16号、南関町宅地分譲事業特別会計条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。
ただ今から討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。
これから議案第16号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。
従って、議案第16号、南関町宅地分譲事業特別会計条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 17 議案第 17 号 南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第 17、議案第 17 号、南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 17 号、南関町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 18 議案第 18 号 南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第 18、議案第 18 号、南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第18号、南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的
基準に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第19、議案第19号、南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第19号、南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につ
いて

○議長（本田眞二君） 日程第20、議案第20号、南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第20号、南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第21、議案第21号、南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第21号、南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ

いては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 2 2 号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 2 2 号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号、平成 2 4 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第23号、平成24年度南関町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第24号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第24、議案第24号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第24号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第25号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（本田眞二君） 日程第25、議案第25号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第25号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（本田眞二君） 日程第26、議案第26号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第26号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第27号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号) について

○議長（本田眞二君） 日程第27、議案第27号、平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第27号、平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第28号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第28、議案第28号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第28号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第29号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（本田眞二君） 日程第29、議案第29号、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第29号、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第30号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第30、議案第30号、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第30号、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第31 議案第31号 平成25年度南関町一般会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第31、議案第31号、平成25年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第31号、平成25年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第32 議案第32号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第32、議案第32号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第32号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第33 議案第33号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第33、議案第33号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第33号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第 3 4、議案第 3 4 号、平成 2 5 年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 3 4 号、平成 2 5 年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第 3 5、議案第 3 5 号、平成 2 5 年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第35号、平成25年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第36 議案第36号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第36、議案第36号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。
ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第36号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第37 議案第37号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第37、議案第37号、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第37号、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第38 議案第38号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第38、議案第38号、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第38号、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第39 議案第39号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第39、議案第39号、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第39号、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第40 議案第40号 町道の路線認定について

○議長（本田眞二君） 日程第40、議案第40号、町道の路線認定についてを議題に
します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第40号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 1 議案第 4 1 号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（本田眞二君） 日程第 4 1、議案第 4 1 号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 4 1 号、定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 2 南関町農業委員会委員の推薦について

○議長（本田眞二君） 日程第 4 2、南関町農業委員会委員の推薦について議題にします。

お諮りします。

推薦の方法については、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、推薦の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員は、4人とし、南関町大字関東2262番地2、北原良行氏、南関町大字細永2244番地、釘崎眞貴子氏、南関町大字肥猪30番地、岡本辰也氏、南関町大字上坂下1626番地、北原照代氏、以上の方々を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議会推薦による南関町農業委員会委員は、北原良行氏、釘崎眞貴子氏、岡本辰也氏、北原照代氏の4人の方々を推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第43 議員派遣の件について

○議長（本田眞二君） 日程第43、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第44 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第44、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。

報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成25年3月13日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果、継続といたします。

委員会の意見としまして、陳情者と種鶏孵化場の合意が得ていないためです。

よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 起立多数。お座りください。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただ今町長ほかから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど5件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案名朗読]

-----○-----

追加日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第 1、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字肥猪町 2 7 4 番地、氏名、中野力、生年月日、昭和 2 5 年 3 月 1 日生まれでございます。

人権擁護委員法第 6 条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございます。

市町村長は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、法務大臣に対し人権擁護委員の候補者を推薦することになっております。任期は 3 年間でございます。

現在の人権擁護委員の井上繁孝さんが、平成 2 5 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となりますので、新たに中野力氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

なお、前任者の任期は、6 月末であります。議会の選任同意を得て推薦し、その後、法務大臣から委嘱されるまで 3 カ月程度の期間が必要となっておりますので、今議会で提案するものでございます。

中野力氏は、昭和 4 6 年 3 月、熊本短期大学社会学科を卒業され、昭和 4 8 年 4 月から久留米運送株式会社大牟田支店に勤務され、昭和 5 4 年に退職され、その後、昭和 5 5 年 1 0 月から山鹿市役所に入社されまして、山鹿市役所では福祉課を皮切りに、山鹿市立病院及び教育委員会に 8 年間ずつ勤務され、その後、福祉課に戻られまして、特に人権同和教育に長く携わられました。3 0 年間勤務され、福祉部長を最後に、平成 2 2 年 3 月に定年退職されております。長い間、仕事として人権同和教育問題に携わっておられたことから、その経験を活かし、関係機関と連携しながら

いろいろな問題の解決にあたってくださるものと確信しております。地元肥猪町では、地域の評議員として地域に密着した活動を通して貢献もしていただいております。また、平成24年4月からは、南関町社会教育委員に就任され、町の社会教育について活躍していただいております。

中野力氏は、人柄は温厚誠実、人格・見識とも優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について非常に理解があり、人権擁護委員に最適な方でございますので、今回人権擁護委員として中野力氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げる次第でございますので、よろしく申し上げまして提案理由とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字今522番地、氏名、松本隆明、生年月日、昭和26年4月7日生まれでございます。

人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございます。

市町村長は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、法務大臣に対し人権擁護委員の候補者を推薦することになっております。任期は3年間でございます。

現在の人権擁護委員の永杉あつ子さんが、平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに松本隆明氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の同意をお願い申し上げます。

なお、前任者の任期は、6月末であります。議会の選任同意を得て推薦し、その後、法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となっておりますので、今議会で提案するものでございます。

松本隆明氏は、昭和49年3月、熊本大学法学部を卒業され、同年4月から熊本市立力合小学校に勤務され、その後、県内の小学校に勤められました。38年間教職に就かれ、平成24年3月に南関町立南関第四小学校の校長を最後に定年退職されました。そのうち地元である南関町内の小学校に通算で20年間勤務をされております。中でも第四小学校につきましては、教諭、教頭時代に7年間、そして校長時代の3年間を含め、10年間の長きにわたり同和人権教育に携わられ、地域の児童、保護者に限らず、学校教育分野において熱心に人権同和教育に邁進され、さまざまな人権問題に取り組んでこられました。また、退職後は南関町教育委員会の学校教育専門指導員として学校教育及び社会教育の全般にわたり、教育に関する専門事項について教養と経験から指導的立場で活躍されておられます。

松本隆明氏は、人柄は温厚誠実、人格としても優れた方で、人権擁護に関する見識をおもちの方でございます。今後、人権擁護委員として松本隆明氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました通学路の安全確保及び公共施設の指定管理者制度について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、平成25年第1回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 25 年 第 1 回 定 例 会

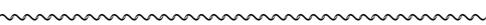
平成 25 年 6 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010



南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 53-1111